

議案第47号

田辺公園拡張整備事業の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定期間を変更することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、田辺公園拡張整備区域の管理を指定管理者に行わせることについて、指定期間を変更するため、提案するものである。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名称 田辺公園拡張整備区域

所在地 京田辺市興戸小モ詰、興戸山添地内

2 指定管理者となる団体の名称、代表法人及び構成法人

名称 東レ建設グループ

代表法人 東レ建設株式会社

構成法人 京阪園芸株式会社

東洋コミュニティサービス株式会社

3 指定期間

変更前 令和6年10月1日から令和25年9月30日までの19年間

変更後 令和7年1月1日から令和25年12月31日までの19年間

4 変更理由

田辺公園拡張整備区域の供用開始を当初予定の令和6年10月1日から令和7年1月1日に変更するため、指定管理者の指定期間も合わせて変更するもの。